

消防団員の処遇等に関する検討会（第4回）

令和3年3月29日

【鈴木課長補佐】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回消防団員の処遇等に関する検討会を開会いたします。皆様、年度末のお忙しいところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと思います。ここからの進行は、室崎座長にお願いさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【室崎座長】 皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。座長の室崎です。

まず議事に入りたいと思いますが、今までと同じように、議事の1番から4番までを事務局から御説明をいただいた後、自由に議論をするという形にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明よろしくお願いいたします。

【名越室長】 消防庁の地域防災室長の名越と申します。私のほうから、次第の2の議事につきまして、（1）から（4）までを資料1から4－2までに沿って御説明させていただきます。

まず、資料1をお願いいたします。前回の議事概要でございます。こちらにつきましては、既に各委員の先生方に事前に確認をお願いしておりますので、こちらについては説明を割愛させていただきます。

資料2をお願いいたします。前回の第3回検討会で事務局のほうからお出ししました「中間報告骨子（案）に対する委員のご意見」というものでございます。

1枚おめくりいただきまして、前回、中間報告の骨子（案）をお示したところ、おおむね御了解をいただいたところと理解しております。骨子（案）に対します委員の皆様からの主な御意見は以下のとおりでございます。かいつまんで説明いたしますと、例えば①の出動手当、②の年額報酬につきましては、1ページの右側の下から2つ目のポツを御覧いただければと思いますが、実際の消防団員の方々の労苦に比べ、報酬や出動手当は低過ぎると思うということや、一番下のポツですけれども、社会的な評価として7,000円以上に標準額を引き上げてよいのではないか、個人的には8,000円でもいいと思うというふうな御意見をいただきました。

2枚目をお願いいたします。③の消防団の運営費につきましては、消防団の運営費について市町村がしっかりと予算措置することが報酬等の個人への直接支給につながっていくため、重要な指摘であるということや、2つ目の丸ですけれども、非常によいことであるというような御意見をいただきました。

⑥のその他についてでございます。その他につきましては、例えば右の2つ目のポツでございますが、消防団員の成り手がいない要因としまして、操法訓練の負担が大きいのではないとか、操法訓練についてはよい案があればお示しいただきたいというふうなものとか、その次のポツですけれども、より実践に即した訓練になるよう議論すべきというふうな御意見をいただいたところでございます。

資料2につきましては以上でございます。

続きまして、資料3をお願いいたします。前回口頭で御説明いたしました、消防団員の報酬等に係る課税関係についてということでございます。中間報告（案）で示しております出動に伴う報酬、出動報酬としましょうということですが、これを創設した場合に、従来の年額報酬と同様に、基本的には課税対象となる見込みということになっております。課税対象となる場合には、報酬の支給時点で各市町村において源泉徴収することが考えられます。

例えば※印の1でございますが、真ん中のところを御覧いただければと思います。月額8万8,000円までであれば、3.063%というふうな形の源泉徴収も考えられるところでございますが、出動手当を見直しまして、出動報酬を創設する場合の課税関係につきましては、所得税の基本通達、今は、※印の2でございますが、このページの下半分に、28-8とか28-9というものが既に規定されておりますが、これらの記載ぶりも含めてどういうふうにあるべきかということを経税庁と消防庁が協議の上、追って、各市町村様には消防庁から通知することとしたいと考えております。

資料3につきましては以上でございます。

続きまして、資料4-1と資料4-2をお願いいたします。資料4-1が中間報告の概要（案）でございます。資料4-2が中間報告書の実際の案というものでございます。資料4-2につきましては、横書きのワードで書いております。本文の部分が9ページまでとなっておりますが、その後は資料編ということで、中間報告の文章に対応する資料をおつけしております。

まず中間報告の概要（案）につきましては、資料4-1に沿って御説明させていただきたいと思っております。こちらにつきましては、前回第3回にお示しました骨子（案）から、

それを肉づけした形というものになっております。変更点の部分を中心に御説明させていただきます。

まず①の消防団の現状という部分につきましては、前回項目がなかったのですが、やはり大前提となる部分でございますので、消防団の現状について記載させていただいております。第1回の検討会でも御説明申し上げたように、2年連続で団員が1万人以上減少し、20代の入団者数が10年間で約4割減少しているとか、前回も説明いたしましたが、災害が多発化・激甚化する中、消防団の役割も多様化しており、一人一人の消防団員の負担が大きくなっていること、こうした消防団員の労苦に報いるため、処遇改善が必要と考えられること、処遇改善は、消防団員の士気の向上や家族等の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資することということを追記させていただいております。

②の出動手当についてでございます。こちらにつきましては、まず2つ目のポツでございますが、前は7,000円程度というものを災害に関する出動報酬の標準的な額としてはどうかというふうに記載させていただいておりましたが、座長はじめ各委員の方々の御指摘を踏まえ、この7,000円程度というところを7,000～8,000円程度の額という形に記載を改めさせていただいております。3つ目のポツにつきまして、前回分かりづらかったので、災害と災害以外という形で2つ目のポツと3つ目のポツ、分かりやすく対比的な書き方にさせていただいております。

③の年額報酬のところについても、内容は変わらないんですけれども、より分かりやすくということで、1つ目のポツですが、前は出動報酬の創設後も引き続き支給すべきであるとしか書いていなかったんですが、その理由といたしまして、即応体制を取るために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動は引き続きあるということで、ここの前の部分を追記させていただいております。また、2つ目のポツについてですけれども、団員階級の者についての標準的な額が3万6,500円であって、それ以上の階級にある者については、という形で、ここも分かりやすいように追記させていただいております。

④の消防団の運営に必要な経費については、2行目の括弧の中の最後のほうですが、前は装備や被服等という形で書いておりましたが、維持管理費だとか入団促進や広報に係る経費もここに入っていますよねという御指摘がありましたので、その部分を追記させていただいております。

⑤については特段変更ございません。

⑥についてですが、前は国における対応ということでしたが、やはり都道府県における

対応もあるだろうということで、まず題名でその部分を追記しております。また、「国においては」という後ですけれども、前回は、①から何とかについて云々ということしか書いていなかったんですけれども、出勤報酬や年額報酬の標準的な額やその支給方法等の基準を定めることということで、議論はしていたのですが、その部分は明記されていませんでしたので、追記させていただきました。また、都道府県においても、市町村に対し必要な助言等の支援を行うことということを追記しております。

⑦につきましては、前回、その他という題名でございましたが、その他といってもちょっと分かりづらいですので、検討会の今後の検討事項ということで表題を改めさせていただきます。

では、続きまして、資料４－２をお願いいたします。基本的には、先ほど御覧いただきました資料４－１に沿った形の構成になっております。

まず１枚おめくりいただきまして、「はじめに」ということで、この検討会の中間報告の趣旨につきまして、座長名で巻頭言のようなものを記載させていただいております。

２枚目、３枚目めくっていただきまして、消防団の現状と課題ということで、先ほどの資料４－１に対応したものでございます。まず（１）で若年層の入団者数の大幅な減少がある。と。（２）は多様化する消防団の役割等ということで、火災以外の役割が大きくなっているということを書いております。（３）の検討の方針ということで、特に処遇改善が団員の確保に必要であるということで、特に深く検討してきましたということを書いております。

次のページをお願いいたします。２の出勤手当につきましても、まず（１）で現状について説明をした上で、（２）で法的性格等について書いております。ここで、従来費用弁償とされていた出勤手当を、出勤に応じた報酬の制度をつくるんだということに記載させていただいております。これまでの呼び方も出勤手当と呼称していたけれども、名称を出勤報酬とすることが適当であるということに記載させていただいております。

（３）の出勤手当の額等についてというところでございます。このページの３パラ目、先ほど申し上げましたが、このため、出勤報酬の額については、各市町村で、条例等で定めるものでありますが、その基準となる額や額の考え方を国において示すことが重要であるということに記載させていただいております。そのさらに２つ下のパラグラフですが、先ほど説明いたしましたように、災害のときの基準額につきましては、１日７時間４５分を基本とし、予備自衛官の訓練招集手当や最低賃金の全国平均額との均衡を考慮し、１日当たり７,０００円程度ではなく、７,０００～８,０００円程度を標準的な額として定めることが適

当であるということを記載させていただいております。

続きまして、6 ページ、1 パラ目の4 行目でございます。基準額が7,000～8,000 円ということになりましたので、3 時間から4 時間ぐらいの場合には、1 日当たり、それと均衡が取れた額ということで、3,000～4,000 円程度というふうに額を変えさせていただきます。

(4) の出動手当の支給方法についてということでございます。こちらにつきましては、団員個人に直接支給することを徹底すべきであるということをつらつらと記載させていただいております。

7 ページをお願いいたします。年額報酬についてということでございます。(1) が年額報酬の現状についてということで、今のところの条例の平均額3 万9 2 5 円ですということを記載した上で、(2) の年額報酬の位置付けについてということでございます。先ほど申し上げましたように、ここの最後のパラグラフで、即応体制を取るために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動については、今後に必要なものであるということでございますので、引き続き、基本給的な性格を持つ報酬として年額報酬を支給すると。さらに、出動に応じて出動報酬を支給する形が望ましいという形にさせていただいております。

(3) の年額報酬の額等についてでございます。2 パラ目でございますが、現在の地方交付税単価である3 万6,500 円を支払うべき標準的な額として定めることが適当であると考えられるということを記載させていただいております。

次のページをお願いいたします。(4) の年額報酬の支給方法についてということでございます。こちら、6 ページの2 の(4) の出動手当の支給方法と同じように、団員個人に直接支給すべき、それを徹底すべきであるということを記載させていただいております。

4 の消防団の運営に必要な経費については、資料4-1 でも申し上げましたが、市町村が団員個人に直接支給すべき経費、具体的には、年額報酬や出動手当、今後は出動報酬と呼びますが、そういったものと、消防団や分団の運営に必要な経費、具体的には、装備や被服、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等については適切に区分し、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきであるということを記載させていただいております。

5 の市町村における対応ということでございます。こちら、8 ページの一番下のパラグラフでございますが、特に2 の出動手当のところでも申し上げましたが、出動報酬の創設につきましては、昭和40 年に消防庁が告示しました条例(例) 以来の考え方を根本から見直す

ものであると。そういう意味で今回の中間報告の提言は、消防団の処遇の在り方を大きく変える大改正であると言えるということで、今回の中間報告の意義の大きさについて記述させていただきました。

9 ページに行ってくださいまして、これらの事項に係る改正を適切に行い、また、今後も消防団を円滑に運営していくためには、各市町村において消防団と協議し、十分に検討を行った上で、必要な条例改正及び予算措置を行う必要があると書いております。ただ、1 で述べましたように、消防団員が急速に減少しているという状況を踏まえ、至急その取組に着手すべきであるというふうな記載にしております。

6 の国や都道府県における対応ということでございます。まず1 つ目に、先ほど申し上げましたように、出動報酬や年額報酬の標準的な額やその支給方法等の基準を定めるべきであるということを書いております。また、各市町村が適切に対応できるよう、十分な説明や助言を行うとともに、財政措置の在り方についても必要な検討を行うべきである。また、都道府県においても、各市町村に対して必要な助言等の支援を行うことが重要であるというふうな記載にさせていただいております。

7 の今後の検討事項でございます。検討会といたしまして、ほかにも検討すべき重要な課題として、特に第1 回でいろいろ御議論いただきましたが、消防団に対する社会的評価の向上や広報の充実、消防団の訓練の在り方の検討・見直しを含む社会状況の変化に合わせた消防団の在り方、従前から実施している取組の再周知や未導入の団体のフォローアップなどが考えられるということで、これらの項目について、検討会においては、引き続き精力的に検討し、本年の夏頃までに一定の結論を得たいと考えているということで結びとさせていただきます。

資料編についてでございますが、表紙をおめくりいただきまして、目次になっております。それぞれ先ほど申し上げた項目と対応しております。2 ページ以降が実質的な中身になりますが、これらのパワーポイントにつきましては、第1 回から前回の第3 回までにいろいろお示ししました資料を組み合わせたり、パズルのようにいろいろ入れ替えたりした上で、多少の微修正を加えて、先ほど申し上げました中間報告の文章と平仄が合うような形になっているものでございます。中身につきましては、第3 回までに全て御説明した内容ということになりますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

最後のページ2 つでございますが、3 6 ページに検討会の開催要綱を載せた上で、3 7 ページに委員の皆様方の委員名簿を記載させていただいております。

私のほうからの資料1から資料4－2までの説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御報告につきまして議論をしていただければと思います。質疑等ございましたら、遠慮なくよろしくをお願いいたします。いつものように特に順番を決めずに、どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

【重川委員】 どなたも手をお挙げにならないので、じゃ、私のほうから……。

【室崎座長】 じゃ、重川先生、よろしくお願いいたします。

【重川委員】 口火を切らせていただきます。まず非常に短期間の間に大切な報告書をまとめいただきまして、事務局の皆様、御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

この中で報酬という言葉、それから、1日7時間45分相当、7,000～8,000円という明確な基準が出てきたことが大きな前進だというふうに思っています。最初のほうにも私、申し上げたんですが、こういう日常的な活動と、あと、やっぱりもう一つは大規模災害時のことがあるかと思います。今後の検討予定では、訓練の在り方とかそういうものがさらに検討されるんですが、大規模災害時における報酬額の在り方、カウントの仕方というのは、今後具体的に検討されるかどうかというところをちょっとお伺いしたいと思っています。

というのも、2月に発生しました東京・青梅の建物火災が山林に広がったという、足利の陰に隠れてあまり報道されなかったんですけども、あの火災でも地元の消防団の方、丸2日間なんですね。鎮火までに3日というふうにお聞きしています。2日といっても24時間掛ける2日間の活動で、たとえ休憩があったとしても、自分たちの仕事に戻って仕事をしているわけではなく、本当に次の活動に必要な休憩を取られて、ほぼ何の休息も休憩もなく、自分の仕事、収入のほうも放り出したままで48時間活動を続けられている。そういうことを考えたときに、次回からの検討にぜひ議論していただきたいんですが、そういった日常的な活動、消火・救助も含めた日常的に起こり得る事案と分けて検討していただけるというふうに考えてもよろしいのかどうかということをちょっと確認したかったです。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。それでは、今の重川先生の御質問に対して、名越さん御返事お願いできますでしょうか。

【名越室長】 よろしいでしょうか。

【室崎座長】 はい、どうぞ。

【名越室長】 今、重川先生の御指摘のありました点につきましては、中間報告の5ページから6ページとかを御覧いただければと思います。横書きのほうです。5ページで、1日当たり7,000～8,000円程度をとというふうに記載をしました上で、6ページをお願いいたします。そうは言いつつ、いろいろ委員さんから御意見ありまして、短時間の出動だとか、日付をまたぐときの出動だとか、1日複数回出動する場合はどうしたらいいのかということで、たしか前回とか前々回にここら辺の議論をさせていただきました。

その中でも、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合はどうするかということで、こちらにつきましては、1つ上のパラグラフのほうで、基本は1日当たりというふうにしながらも、これまでの各団体の実情に応じて、例えば1回当たりというふうな支給単位を決めるのもあるのかなというふうな議論をしつつも、大規模災害についてはやっぱり1回というふうな数え方ではなく、1日当たりというのを支給単位にするのが望ましいのではないかなというふうに説明させていただいたところでございます。

その上で、ここには書いていないんですけども、前回岩手県の宮古市の例もお示ししましたが、非常に災害の規模が大きくて、1日といってもずっと出ずっぱりというような、あまりにも勤務の強度が強い場合には、例えばですけれども、遡及的に条例改正をして、出動手当を2倍にするというようなことをやっている団体の例もありますということを御報告させていただきました。

つきましては、大規模災害につきましても、今回、今年度中にそういった形で基本、1日という単位で7時間45分を想定しつつも、災害の規模だとか団員さんの職責の重さとか勤務の強度に応じて額を上げることは差し支えないというふうな結論をお示ししたいなと考えております。

話が先々になってしまって申し訳ありませんが、今日、中間報告をいろいろ御議論いただいて、中間報告が取りまとめましたら、やはり市町村様には至急、いろいろ条例改正とかも必要になりますので、検討をすぐをお願いしたいなと思っておりまして、先ほどありましたように、国において基準を示しつつ、そういったことも市町村のほうに助言していきたいなと考えているところでございます。

取りあえず私のほうからの回答は以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。ですから、この6ページの表現だと、例え

ば、要するに、24時間働き続けたような場合が、先ほどの宮古の例のようなこともあるので、少しその辺りを弾力的に考えるというニュアンスをちょっと出していただいたほうが、24時間働いても1日分で7,000～8,000円というふうにも読めないこともないので、そういう作業なり出動の実態に応じて少しそこは考慮するというような表現がちょっとあったほうがいいのかもしいかなというふうに少し思いますのと、それから、重川さんの御指摘を受けると、概要のまとめ、資料4-1でしたっけ、まとめの中に大規模災害の長時間にわたる場合というニュアンスがちょっとあったほうがいいのかというふうに私は思いました。その辺、事務局で御検討いただければと思います。

重川さん、どうでしょうか。何か御意見等ございますでしょうか。

【重川委員】 ありがとうございます。私も、口頭では前回、前々回そういった御説明を受けているんですが、今回の報告書（案）の中で、例えば訓練などで活動時間3～4時間の場合には1日当たり3,000～4,000円程度という、これは短い分については6ページに時間と金額まで明記されているんですね。一方、やっぱり手厚くしてさしあげたい連続長時間については、努力目標があるんですけども、こういった数字なり何なり、あるいはせめて過去にこういう実績、事例があったみたいなことを載せていただいたほうが私は望ましいのかなと思っています。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。ただいまの重川先生のコメントを踏まえて、少し事務局で中間報告（案）の中で改善できるところは改善していただければと思いますので、よろしいでしょうか。

【名越室長】 はい。今、室崎座長や重川先生からいただきました御指摘につきまして、中間報告の本体や資料4-1の概要（案）についての反映についてまた検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。それでは、ほかの委員の皆さん、御意見ございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

【秋本委員】 日本消防協会の秋本ですけども、よろしいでしょうか。

【室崎座長】 秋本委員、よろしくお願いいたします。

【秋本委員】 今回この大変重要な、そして、大変大きな改正につきまして、ここまでまとめていただきましたこと、室崎先生、それから、消防庁の皆さん方に感謝申し上げます。

市町村でこの中間報告を受けながら具体的な検討に早く入っていただかなきゃいけない

ということになってくる。そうすると、それぞれの市町村は年額報酬をどうするか、出動手当ということでこれまでやってきたことの扱いをどうするか、直接支給ということにすることについてはどうするか、そういったようなことをいろいろ具体的な検討を進めていかなきゃならないということになる。

そうしますと、前回もちょっと申し上げましたけれども、どうしても財政措置の問題、財源措置の問題というのが大きな関心対象になってくるということになるろうかと思います。今回も国の財政措置についても触れていただいているわけですが、この改革を進めていくとした場合に、この財源措置の問題が重要であるということをもう少しはっきりとこの中間報告の中で書いておく。そしてまた、それぞれ市町村によって実情が違うんですが、それぞれの市町村の実態に応じた具体的な実効性のある財源措置、これが必要であると、そういったようなことを、表現はどうかいろいろまた検討の余地はあると思いますけれども、そういったことの重要性をこの中間報告の中で何か記しておく、そのことがこの改革推進に大きなプラスになってくるのではないかなというように思うんですが、そんなようなことを感じました。よろしくどうぞお願い申し上げます。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。多分異論はないのではないかなというか、この検討会でやっぱり消防団員の処遇改善に対する熱い思いというか、強い意思をしっかりと示す。それは財政的にもしっかりとやらなければならないという、そういうニュアンスを少しこの中間報告の中に入れていただきたいということなんですけれども、名越さん、どうでしょうか。

【名越室長】 秋本会長や、また、室崎座長から御指摘ありました点につきましては、中間報告なり、その概要でいえば、6の部分が該当するのかなと思っております。今の状況では、中間報告でいえば、9ページの6のところですが、「出動報酬の創設などの制度の見直しにあたっては、各市町村において懸念が生じないよう、財政措置の在り方について必要な検討を行うべきである。」というふうに記載はさせていただいておりますが、先ほど秋本委員から御指摘があったことも踏まえまして、市町村の取組をより後押しするようなそういった書きぶりを少し肉づけするような形で修正させていただければと思っております。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。それでは、そのほかの委員の方、いかがでしょうか。

【太田委員】 東伊豆町です。よろしいでしょうか。

【室崎座長】 はい、どうぞよろしくお願いします。

【太田委員】 本当にこの短時間のうちに中間報告書をまとめていただき、感謝を申し上げます。

そういう中で、自治体といたしましても、まったくどのようなですけども、報酬、出勤手当の引上げを要請されるのであれば、強制やペナルティーを科すようなことがないようお願いしたいと思います。

それとともに、秋本委員がおっしゃったように、財政措置の拡大とセットで行うことが重要だと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

さらに、消防団員の報酬を増やすことが必ずしも団員数の増加につながるとは考えておりません。既に交付税の単価を基に報酬を支給している団体についても、団員数が増えない、維持・確保に苦慮なされているのではないかと考えております。その中で、消防団の労苦に報いることは重要であり、また、中間報告の趣旨は理解するものの、消防団の活動環境の整備、また、負担軽減を図ることができなければ、団員の増加や、減少を食い止めることは大変難しいと考えております。

これらのことにつきましては、次回以降の検討会での議論になるかと思いますが、消防団は、地域のことは自らで守るという高いボランティア精神を持って活動なされている方もおり、報酬が目当てではないという方も多いものと考えております。こうした熱意ある消防団員を大事にすることが何よりも重要であると考えております。よろしくお願いいたしたいと思います。4月以降、自分の思いを思い切り言わせていただきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。今の御指摘もとても重要なところで、処遇改善だけで団員が増えるかという、必ずしもそうでない部分があるというのは御指摘のとおりで、訓練の在り方だとか、活動環境の整備の在り方だとか、総合的に考えていくということが必要なので、4月以降の検討はまたさらに重要だというふうな気持ちで我々も真剣に取り組みたいと思いますので、そのときに遠慮なくまた御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、そのほかの方、いかがでしょうか。消防団関係で、千葉の消防協会の石橋さん、いかがでしょうか。

【石橋委員】 御苦労さまでございます。千葉の石橋でございます。中間報告、また御苦

労さまでございました。この中で何点かお聞きしながら改善していただければと思うところ です。

中間報告骨子(案)の出動手当1日7時間45分という基本的なものをつくっていただいたことには感謝申し上げますと同時に、この前後の時間に対しましてどのように、先ほどありましたように、1日なのか、2日連続で出たときにどういうふうな対応をしていただけるのか が1点。

それから、この7,000円というのは非常にありがたく、また、そのほかの活動についても3,000円とかいろいろたわれておりますけれども、これはこの案が消防団員の報酬等に関わる点と、それともう一点、税金の問題が発生することによって、今もらっている額よりも多くなるのか、少なくなるのか、今この基準より多く支払われている市町村においては、これを導入することによって減額になるんじゃないかというのも1つ危惧されるのかなというように思っているところでございます。

それで、一番大きいのは、消防団員が今、減少傾向がとどまらないというのは、やはり家庭環境、それから、社会状況、それから、町において、それぞれ若い方が若い方に声をかけて入れるという機会が非常に少なくなっていると。特にコロナの関係でそういう機会が少ないものですから、これをいかように打破しながら、私ども消防団として協会で、またその他の団体に声がけをしながら、1人でも多く、また、大災害時に消防団の必要性を訴えながら努めていきたいと思うところです。

ですから、予算措置と、それから、1日7時間45分という基本を決めていただいたことには感謝申し上げますけれども、その他の前後の時間帯にどのような報酬額を入れたらいいのかなという点をお聞きしたいと思います。

以上でございます。まとめませんけれども、よろしくお願いいたします。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。いずれもとても大切な御指摘だと思うんですが、質問いただいた、7時間45分、1日7,000～8,000円という基準が示されたことは非常に重要なことなんですけれども、その前後の部分ですね、何時間かというところの細かなところはどうすればいいのかという御質問だと思うんですが、これも名越さん、お答えいただけますでしょうか。

【名越室長】 出動の前後の時間についてどうするかというのは、それぞれの各団体、例えば今でも、4時間までだったら幾らとか、4時間を超えたら幾らというふうな決め方をされている団体もあると思いますので、それぞれの団体の実情があるのかなと思います。一般

的に考えますと、我々のような常勤の職員でも、出退勤に係る通勤時間とかについては労働時間にはカウントされておりませんので、7時間45分というのもある種の決めの問題でございまして、それより短い場合でも7時間45分とみなしてお支払いをするということもあることを考えますと、大体もう出勤に関わる出るとき、帰るときの時間も含めて1日の7時間45分の範囲で読み込むのが妥当かなとは思いますが、先ほど申し上げましたように、各団体のこれまでの実情もあると思いますので、それを活動時間の中に入れるということは必ずしも否定されるものでもないのかなと考えております。

また、税金の問題ですね。先ほど申し上げましたように、それほど、一月で8万8,000円を超えるほどの出勤があるということは非常に少ないのかなと思っておりますので、基本的には今回処遇改善になるように我々としてもやっていただきたいと思っておりますし、市町村のほうで条例改正とかをする場合には、処遇の切下げにならないような形で見直しをしていただきたいと思っております。また、我々も、それを制度化するに当たっては、市町村のほうで財政的な部分で後顧の憂いがないように、財政措置の拡充も図っていかねばいけないのかなと思っております。

簡単な説明で申し訳ありませんが、以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。石橋さんの御指摘の、少し7時間45分を時間が前後したり、いろいろな細かなところの部分については、原則は国が細かく基準を決めてしまうのではなくて、そこはそれぞれの団体とか市町村の置かれている実情に応じて、そこは弾力的にそれぞれで御相談をして決められたらいいのではないかという、大体そういう御指摘のように思います。ちょっと私が誤解しているかもしれませんが。

【石橋委員】 よろしいですか。

【室崎座長】 はい。どうぞ、石橋さん。

【石橋委員】 そういう面でひとつお願いをしたいというふうに思うところでございます。

それから、これが下手をすると、時給的な考えにとらわれていくのかなというふうに考えられますので、それぞれの地方自治体にしっかり御指導していただければと思うところで。よろしくお願いいたします。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。それでは、そのほかの方の御意見、今日は時間の関係で、ひょっとしたら全員の御意見を聞けないかもしれませんが、できるだけ進んで御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。山内さん、どうぞ。

【山内委員】 京都市消防局長の山内です。御苦勞さまで。それでは、私のほうから御意見を申し上げさせていただきます。

まずこの中間報告概要、4－1、非常に分かりやすくなりました。その中で、②の出動手当は、災害と災害以外を分けていただいて、これも明確になったように思います。

それで、それを踏まえますと、資料2のほうの各委員の御意見のところの1ページ、消防団の活動や財政事情は地域により様々であるため、標準額の引上げを強制したり、標準額みたいに団体にペナルティーを課したりするのはやめて、これ、確かに先ほど御意見あったとおり出ていましたが、一方、前のところは、具体的な額は市町村に定めるところが、その理由で、改善されず元のままになってはいけないという意見があったので、それを両方の意見を書いておいてこうなったということにしないと、何となく言っていた意見を、ペナルティーと強制のところは反映してないのかと思われますので、両意見が出てこうなったと書いていただくのが妥当と考えます。

それから、この中間（案）のほうですけれども、先ほど紹介がありました5ページです。5ページの（3）出動手当の額につきまして、よく書いていただいたと思いますのは、3行目、「消防団員の役割は多岐にわたり、その活動頻度も地域の実情による差が大きいが、核となる消防業務の内容については、各市町村により大きく異なるものではない」と。これが、この下の、このため、標準額は市町村が定めるものであるが、その基準となる額や考え方を国において示すことが重要であるにつながっているので、これは書いていただいて非常に重みがあります。

それから、先ほどの重川先生の御指摘もごもっともであります、やはり今回は団員数が少ない中で、しっかりと労苦に報いて手当を、それが全てではないにしても、きちっと支給してはどうかというのがこの検討会ではあります関係上、最低、この部分が何とか改善されなければというのがありますので、しっかりとこの7,000～8,000円程度というところの標準額が具体的に実行されるのかどうか重要です。

それから、6ページの（4）の出動手当の支給方法は、下から6行目、団員個人に支給することを徹底すべきであると。この「徹底」というのがなかなか厳しいんですけれども、それは非常に消防庁の皆さんの強い思いを感じております。

それから7ページの（3）年額報酬の額につきまして、下のほうにあります、当面、現在の地方交付税単価である3万6,500円を支払うべき標準額として定めることが適当というのは、これ、いわゆる団員さんを視野にして、今現在3万円ぐらいのを3万6,500

円に上げるべきだということを書いていただいています。そのほか、その一番下のところに、上位の階級にあり、職責が重いと考えられる者については、各市町村により消防団活動の実態を踏まえた額とするというので、実際、各団長あるいは副団長、分団長は、意外と15万円とか10万円と額が高いということは現状はできているので少し甘いんですけども、やはり3万6,500円で、団長、分団長さんも成り手がないというのでは困りますので、ここも強い思いを持って3万6,500円に収まることのないよう、その辺はしっかり見てあげたらどうかと思います。

それから、8ページについても、報酬についても個人支給を徹底すべきであるということを(4)で書いていただいています。

また、4の消防団の運営に必要な経費については、改善がされまして、消防団や分団の運営にと、分団も書いていただいたので、非常に消防団の実態に即した書き方をさせていただきまして、先ほど名越室長からお話がありました、5の市町村における対応の最後、「今回の中間報告の提言は消防団の処遇の在り方を大きく変える大改正」という、大上段のすばらしい言葉が書いてありますので、頑張らないとと感じております。

そして、都道府県の役割も書いてありますが、これは中間報告ですので、最後の今後の検討は、中間報告の「案」が取れても、結局もともとこの話を年度末までやるというのと、実際にそのほかの社会的評価、広報、訓練の在り方、非常に大きな話になりましたので、それを含んでやるということは分かるんですけども、最後までそれが、今回の話はもう決定して、幅広く検討するというのはあるんですが、スケジュール感がごっちゃになると、各市町あるいは消防本部で夏場、予算要求していくのに、報酬や手当についてもまだ中間報告だけで決定されていないことだけが独り歩きしてはいけないので、少しスケジュール感をここに書いていただいたほうが動きが早くなるのではないかと思います。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。基本的には今回の中間報告(案)につきまして強い賛成のメッセージをいただけたかなと思うんですけども、最初と最後の部分ですね。最初は、3回目の委員会の委員の発言を受けて、こういうふうに整理しましたというところの、少し言葉足らずのところがあるので、そこはもう少ししっかり書き込んでほしいという御意見と、一番最後の、中間報告ではあるんですけども、出動手当等の今回の報告は、基本的にはこれで一応決定だというところのニュアンスをしっかりと書き込んでほしいという御指摘はとても大切なように思いますので、その辺りにつきまして、これを名越さ

ん、簡単に御返事いただけるとありがたいと思います。

【名越室長】 まずペナルティーだとか強制力がないというのはもちろんのことです。ですので、あまり、すみません、もちろんそれは踏まえた上での今の記載になっているんですが、そこも含めてどういう書き方ができるかは少し検討させていただければと思います。

あと、最後おっしゃっていただいたスケジュール感、確かに我々が思っていることが今の中間報告の案とかだと十分に伝わっていないのかなと思いましたので、そこは書きぶりを工夫したいなと思っております。今、消防庁として考えておりますのは、昨年から申し上げますように、出動手当とか年額報酬については、今年度をめどにということでございますので、今回第4回でいろいろ御議論いただいて、また中間報告が取りまとまりましたら、それに基づく対応、市町村における対応だとか、都道府県における助言、こういったものは夏の最終報告を待つのではなくて、すぐにでも取りかかっていたいただきたいと思います。そういったことが読んでいただいた市町村の方とか都道府県の方にも分かるような、中間報告の本体や概要のほうの記述ぶりを少し工夫させていただければと思います。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。山内さん、今の御回答でよろしいでしょうか。

【山内委員】 はい。よろしくお願いいたします。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。

じゃ、そのほか、行政関係の市原市や神奈川県の方、御発言ございましたら、よろしくお願いいたします。

【小出委員】 市原市長の小出でございます。今回中間報告ということで取りまとめをいただきまして、誠にありがとうございます。国において出動報酬や年額報酬の標準的な額、この辺をきちんと定めることと明記していただいたことにも感謝を申し上げますし、出動手当、私も発言をさせていただいたんですが、7,000～8,000円という表記の仕方をさせていただいたことにも感謝を申し上げます。

前回も発言をさせていただいたんですが、市原市においては平成30年に、現状、今お示しいただいている額相当に上げております。年額でいうと、プラス2,000万からの財政措置をしたんですけれども、それでもやはり消防団員が減少していくという現状です。ですから、こういうことを考えると、今後の検討事項の中で、社会的評価の向上や広報の充実と

いうのも非常に議論をしっかりとしていかなければいけないと思っております。

それと、財政措置なんですけれども、当然財政措置については検討いただくということでありますけれども、私も地方自治体を代表して参加をさせていただいておりますので、こういう方向性で結構なんです、1つだけ言わせていただくと、市原市は不交付団体でございます。ですが、財政力指数が1.03とかそういう限りなく1に近いという状況でありますので、この辺の財政措置についても特段の配慮をいただけることがあればありがたいなと思っております。

行ったり来たりになってしまいますけれども、消防団の確保というのが、私ども市原市においても分団任せで、分団において募集をしているという状況であります。そういうふうになったときに、社会的評価をどうするかというふうになると、これができるかできないかわかりませんが、自衛隊なんていうのは、いわゆる自衛官募集委員とかそういうものがあって、明確な位置づけの中で募集をしているということがあると、もしかしたらそういう制度的なものが出来ていると、分団任せということではなくて、団員の確保をより進めることができたらいいなというふうに思っております。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。後半の団員募集の在り方みたいなところは、4月以降の中で、広報の在り方だとか、少し募集のシステムの在り方みたいなことも検討課題に上るかもしれませんので、また4月以降に御発言なり御意見いただければと思います。どうもありがとうございました。

それから、もう一方、行政で、神奈川県の商品さんが出ておられると思いますけれども、御発言でございますでしょうか。

【花田委員】 神奈川県の花田でございます。本当にこれ、報告書を拝見させていただいて、要は、消防庁として思い切ってメルクマールをしっかりと設定していただいた。逆に言えば、市町村からすると、これを根拠に、これまでやってきたものをがらっと転換できる大きなチャンスだと思っています。

先ほど委員さんの皆様からのお話を聞いて、やはりここでこの報酬に関する議論は決着したんだということを明確にしてあげたほうが、市町村あるいは都道府県についても、まだ先があるのかなということで、夏の段階で財政当局と議論する際にそういう議論が出てきてしまいますので、報酬については、きっちりと検討会でこういう方向性を出し、消防庁が追って御連絡ということをもうステップとしてここでやるんだということをはっきり書き

て、次に第2部という形で、それでは、消防団の周辺状況についてこれからどうしていくのかということを整理してあげると、市町村の内部的な調整もスムーズに進むのではないかと考えております。

県におきましても、当然市町村に対して必要な助言を行う役割がございますので、やはりこういったものを思い切って出した以上、各県とも市町村に適切な助言をしていくという役割が与えられますので、都道府県間におきましてもしっかりと情報共有をさせていただいて、必要な対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。御指摘もとても大切なポイントを押さえていただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、今までの御意見に関して、消防庁の委員の荻澤さん、いかがでしょうか。

【荻澤委員】 消防庁の荻澤です。私のほうから発言させていただきます。

委員の皆様から、中間報告、大変御評価をいただきまして、ありがとうございます。今ほどありましたとおり、私どもとしては早急に御議論いただきたいと思っていましたのが報酬に関する議論でございましたので、中間報告という形でやや分かりにくい形になっていきますけれども、まさに今、花田さんのほうからあったとおり、第1部の取りまとめでこれで一区切りと。4月以降も第2部、それ以外の課題について引き続き御議論をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

また、財政措置につきましても、しっかりこれを踏まえて、必要な額というのはしっかり確保できるようにしていかなければいけないわけでございますけれども、これにつきましては、今ほど市原市長さんのほうからかなり具体的な額もお示しをいただいて御意見いただきましたので、我々もそういうものを参考にしながら、財政当局への働きかけ、要求をしっかりとやっていきたいと考えております。

ありがとうございます。以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。それでは、まだなお御意見等がおりかと思いますので、もう少し時間ございますので、委員の方で御発言ございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

【安達委員】 安達です。聞こえておりますでしょうか。

【室崎座長】 安達さん、どうぞよろしくお願いします。

【安達委員】 最初に、事務局の皆様、私たち委員の意見をととても分かりやすくまとめら

れ、資料作成していただき、本当にありがとうございました。全国の消防団員への処遇改善を行う上で、団員一人一人がよりよい活動ができればいいかなと思っているところでございます。

私たち鳥取市女性分団のほうも団員数の減少が進んでいます。女性団員だけではなく、男性の消防団員の減少原因が何なのかなど、また、消防団員の確保のためにはどういったことをすればいいのかなということを今後の検討会の中で考えていけたらいいのかなと思っています。

感想ですけれども、以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。それでは、先ほど御意見を出そうとされた、秋本さんですかね。

【秋本委員】 秋本です。

【室崎座長】 どうぞ、秋本さん。

【秋本委員】 もう一度、じゃ、お願いします。中間報告ということになっているがということで先ほどからお話でしたが、全体拝見いたしますと、報酬、手当の問題については言わば最終報告であると、中身からすればそういうふうに読めるように思っております。恐らくこの検討会としてのしかるべき筋への御報告というのは、また、中間報告という形ではありますけれども、まとまったらされるんじゃないかと。そのことは地方団体に対してもお知らせがあるだろうし、私どものほうでも、全国の消防関係の皆さん方に、こういうような報告がされた、こういう方向が示された、そして、財政措置、これもいろいろ取り上げられているぞといったようなことをお知らせしながら、言わば本気になって進めていくということが必要だろうと実はもう内心想っております。

そして、そのことが、特に最後のところで今後の検討課題ということで示されたということは、今後の検討課題の中にはもう報酬とか手当とかいうのではなくて、もっと広く消防団全体のことを取り上げようということがはっきり示されているということで、そこでもはっきりさせられているんじゃないかというように私は思っております。

これから先のことについてというときに、また、これ、1つ余計なことかもしれませんが、私は、これから先、若い人たちに入ってもらいたいと思っている。そうすると、若い人たちから見たときに、消防団というのはどう見られているのか、どう見ているのか、そういう若い人たちの目線でどういうふうに考えていかなきゃいけないのかといったようなことをこれからの検討課題という中の検討の方向、検討の視点として、そういうものをもう少し考え

ていかなきゃいけないのではないかなと。これはよそ様に申し上げるというよりも、まず私どもが考えなきゃいけないと、こういうふうに思っております。これからもひとつどうぞよろしく願い申し上げます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。一通りそれぞれの委員の皆さんから御意見を伺いました。今日も非常に重要かつ貴重な御意見をたくさんいただきましたので、少しその御意見を踏まえて、私と事務局との間で少しこの中間報告（案）の修正すべきところは修正させていただこうというふうに思っております。

最終的にもう一度今年度中というのにはもう検討会を開く余裕がございませんので、今日の骨子をベースにして、一応、まさに1部の報告は、私と事務局の責任でまとめさせていただくというか、私に一任していただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【室崎座長】 じゃ、今日の御意見も十分参考にさせていただいて、急いでこの中間報告（案）をまとめさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、今日の議事は以上でございます。あと、事務局からいろいろ連絡事項があるかもしれませんので、取りあえず事務局にお返しいたしますので、よろしくお願いいたします。

【名越室長】 ありがとうございます。中間報告につきましては、取りまとめ次第、なるべく速やかに公表したいと考えております。以前から今年度中というふうに申し上げておりましたので、先ほど座長から今年度あと2日ほどしかないというふうなお話がありましたが、そこは多少4月に入っても構わないのかなと思っております。ただ、あまり遅くなっても市町村様に対して取組をお願いするのがちょっと遅れてしまいますので、なるべく速やかに、4月上旬から中旬ぐらいには取りまとめた中間報告を世の中に公表できるように、座長とも御相談しながら、今日の検討会での皆様の御意見を反映して取りまとめたかなと思っております。

繰り返しになりますが、消防団員の減少は急速に進んでおります。この1月から3月も緊急事態宣言とかもございましたので、例えば今年の4月1日現在の消防団員数も想定以上に減少しているおそれもあるのかなと思っておりますので、消防庁のみならず、都道府県や各市町村様と一体となって早急に取組が進めていけるよう進めていきたいかなと思っております。来年度も引き続きよろしくお願いいたします。

【室崎座長】 では、一応これで終了ということでよろしいですね。どうもありがとうございます。

ざいました。

【鈴木課長補佐】 では、すみません、最後に、事務局の鈴木でございます。本日も活発な議論、委員の皆様、大変ありがとうございました。

 次回の日程、開催方法につきましては、また事務局より改めて御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

 それでは、以上をもちまして、第４回消防団員の処遇等に関する検討会を閉会いたします。

 本日は誠にありがとうございました。

以上